

臨床社会学の方法

(5) 日常行動理論

中村 正

はじめに

臨床社会学の方法として、①暗黙理論、②ガスライティング、③動機の語彙、④ジェンダー臨床と続けてきた。第5回目となる今回は日常行動理論 routine activity theory をとりあげる。

1. 問題行動から行動問題へ

臨床社会学は、関係性、共同性、日常性、物語性等をキーワードにして社会病理を把握する。多様に生成する臨床的課題のなかに社会を読み取り、個人の苦悩や生きづらさを対象に、家族、コミュニティ、対人相互作用を扱う社会的な介入、実践、支援をおこない、それらを緩和するとともに、社会自身をもつ課題をも明らかにし、日常的環境を再構成していくことも提案し、実行する。何らかの不適応が生成している場や相互作用の調整とともにその個人の臨床的課題や要支援ニーズを確定していく作業をおこなう。

臨床社会学の対象には逸脱行動や不適応行動への対応が含まれる。通例それは加害者臨床、更生・保護の対象として存在する。社会統制（ソーシャル・コントロール）の対象者であり、問題行動と定義されることが多い。それと並行して対応する社会問題が構築され、何らかの不適応行動、非違行為、逸脱行動として触法行動が定義されていく。

しかし、社会の側の課題を重視する立場から、逸脱行動をもつばら問題行動として、主に処罰、介入、更正の対象者として名指しするだけではなく、不適応行動についても同様に単に再適応と同化へと導くだけではなく、

そこに臨床や支援の課題があることについて臨床社会学は把握する。たとえば、育ちの過程、対人関係上の諸困難、生活課題、加害の裏にある被害、心理的な防衛や抵抗等である。これらをとおして日常の環境や関係性に表された社会の側の課題をみずえる。そうすると、問題行動としてだけではなく行動問題をもつ人という定義が浮かび上がる。

こうして、逸脱行動への対応のなかには、保護・更生、支援・援助、回復・修復という課題をもつ面がみえてくる。さらにそれらを可能にする社会政策や制度構築も求められる。修復的正義や治療的司法、問題解決型司法等である。くわえて、福祉、教育、住宅や就労援助のための社会資源の開発と配置が接ぎ木されるべきである。

問題行動とすると処罰・更正が前景化し、行動問題とすると臨床・支援が前景化し、それを生じさせる人間環境（関係性、相互作用、状況）の再構成や調整が視野に入る。「問題行動・不適応行動という定義→行動問題へと再定義→環境再構成」という視野転換を重視したいと思う。さらに、行動問題という見方はその人がその行動を選択していると考えられる点もユニークである。結果としては逸脱行動となるが、直面している問題状況に回答するために本人がその時点の合理的な選択を自主的に行った結果であると分析のために考える。これを逸脱的キャリアの形成としてみていく。そうではない選択をする分岐点もあったがそうはしなかった（この分岐点の研究は再発防止に役立つ研究となる）。

行動問題としてみるアプローチを支えるのが日常行動理論である。これは「行為者」を中心にした見方である。問題行動や逸脱行動

という言い方は「問題」を中心にした見方であり、コントロールの側に立つ。さらに社会の側からすれば社会問題として可視化させない、つまり潜在化させていく様相もある。また、行為者に焦点を当てるので臨床・支援の側へとつながることの積極面とは別に、社会問題として可視化させずに、たとえばひきこもりは家族関係に原因があるとか、不登校問題を学校一般のあり方に結びつけたり、家族の育て方に帰したりする言説や本人の責任として社会を後退させるような言説もある。ここでいう社会臨床という視点は薄くなる。これらを「不可視化の構造」とまとめることができるがその紹介と検討は別の機会としたい。

2. 欲望は日常と逸脱をつなぐ回路

欲望は、五感（目・耳・鼻・舌・身）の作用である。直感的、皮膚的、直接的、情動的である。行動はこうした欲望に根ざしている。規範に即し、規則に則り、道徳に適う向社会的行動とは異なる。それらは非社会的、反社会的、脱社会的な行動として分類される。具体的には、暴力（コントロール、支配と統制）、性愛（風俗産業にかかる商品化された性、一方的なストーキング行為、性犯罪・性非行等）、アルコールや薬物（酩酊や忘我）、ギャンブル（魅惑とやみつき）、非行・暴走（陶酔、注目願望）等である。五感を刺激する快楽・快感を得ることができる行動である。

他方では、こうした行動は文化と深く関わる。祭り、スポーツ、公営・公認のギャンブル、恋愛、ダンスや芝居等の日常生活に不可欠なものと表裏一体の領域にある。日常生活がルーティーン（没日常）であり、退屈で、勤勉さを要請するので文化は非日常性、反日常性、脱日常性としてこれらを提供している。それは五感にひびく。想像力やファンタジー、内面的な思慕や情感、身体的な興奮状態、変成意識状態をつくる。映画、漫画、芝居、音楽等の表現文化はその媒体である。没日常と非日常、反日常、脱日常をうまく均衡させるためのフレームともいえるだろう。

こうした領域を「遊び」としてとらえ人間文化の基礎にあると分析したのは次節で詳しく紹介するロジェ・カイヨワの『人間と遊び』（*Les jeux et les hommes*, 1958年、多田道太郎・塚崎幹夫訳、講談社学術文庫）である。

遊びのもつ楽しさや快楽は身体や感情へと

作用する。「遊びをせんとや生まれけむ 戯れせんとや生まれけん 遊ぶ子どもの声聞けば わが身さへこそ動（ゆる）がるれ」とは、後白河法皇が編さんした平安時代末期の歌謡集『梁塵秘抄（りょうじんひしょう）』の一節である。声が聞こえ、身体が反応する様子がうまく表現されている。

遊びは日常生活と不可分であり、ルーティーンとしての日常生活に彩りを与える。余暇、リクリエーション、スポーツ、趣味という脱日常や非日常、時には反日常を、日々のつとめとしての日常生活との対比でつくる。日常生活を脅かすような危険性をも秘めている。文化は逸脱に近い。

逸脱は、こうした文化の内部にある限り、そして内面の想像力の範囲に収まる限り、許容されるし奨励されもする。スポーツは暴力を適切な攻撃性へと変化させる実践である。演劇、映画、文学は想像力をとおして逸脱への欲望を大いに刺激する。ダンスや祭りは集合的な沸騰をとおして身体を解放し、忘我の快楽を与えてくれる。アルコール、公営ならびに公認のギャンブル、風俗産業、恋愛等、逸脱性を伴いながらの文化がないと日常生活は干からびる。

そして臨床・支援には広い意味での遊戯、芸術、文化、身体、表現に根ざしたアプローチが重要な役割を果たすことも忘れてはならない。非日常性をもつ、言語の枠を超えることもできる、異なる、見えていない自己との対話が可能となるからである。

しかしその欲望は、そうした枠付け、つまり禁止と規範を超えて溢れ出すことがある。そして逆に社会の側の規範や道徳は自由な想像力を浸食することがある。文化を超えて社会の方へと横溢するとは後に紹介するカイヨワという遊びの「墮落現象」である。社会が想像力を浸食する事態とは有害図書問題等、表現の自由にかかわるせめぎ合いに典型的である。

この日常と逸脱の「あいだ」は区切りがつけにくい。スポーツファンが時に示す暴走は熱狂と重なり合っている。ポルノは、性の商品化、自由な表現活動、性犯罪の学習等の争点がせめぎあう領域となっている。暴力や残酷さの表現がある『はだしのゲン』騒動（公立図書館や学校の図書室から子どもたちの目にふれさせないようにすべきだとして撤去されたことがある）があったが、それは常にパターンリズム的な規制論議として浮上する。

ゲームを規制すべきだという意見も同じようなテーマをもつ。

アルコールやギャンブルは溢れかえっており依存症へと至る機会は遍在している。薬物問題もおびただしい種類のドラッグが流通している薬物社会であることや組織暴力団のシャドー市場となって世界に広がっていることと相関して浮き出てくる。

また、DV、子ども虐待、デート暴力、ストーカー行為等は愛と暴力が紙一重であることを物語る。DVは夫婦喧嘩に、子ども虐待は厳しいしつけに、高齢者虐待は介護疲労に、教師の暴力的体罰は熱意のある厳しい教育と連続線上にあるとして正当化する傾向は払拭できていない。

つらい関係を強いる仲間集団にいじめはつきもののようにして存在している。いじめは「これは遊びだ」「冗談だ」というコミュニケーションの歪みを示す一言で問題化しにくくなる。

こうした「あいだ」をとおして日常行動と逸脱行動は汽水領域のように混じり合う。そうした「あいだ」のもつ輻輳作用をここでいう日常行動理論は捕捉しようとする。

3. 欲望の危険-遊びの「墮落」と社会病理

行動問題はこうした欲望に棹をさしてあらわれる。内面や想像のうちに、自らの快楽を留め置くことができずに、他者を介し巻き込んで、合法的な制度をも利用して、社会のほうへと横溢する。欲望に従順な個人である。日常生活の彩りや強弱のためにある逸脱的文化という仕掛けの影となる部分にねぞす。それは、日常に対して、非日常、反日常、脱日常として作用している領域にあるので、行動問題としては反社会的、非社会的、脱社会的なパターンを示す。

こうして、日常的ではないものが日常の退屈と反復を和らげ、孤立と刹那の感情をつつみ、悲哀と苦痛を緩和し、情熱と興奮をかき立て、攻撃性を昇華させ、美意識を満たす。これらが日常生活とのバランスをとり、日常性への没入を防ぐ。しかし危険も伴う。

日常的ではないものの典型を遊びとして取り出したカイヨワは古今東西の遊びに共通する4つの要素をとりだした。①競争(アゴン:運動競技、ボクシング、チェス等)、②偶然(アレア:じゃんけん、くじ等)、③模倣(ミ

ミクリ:子供の物真似、人形、仮面、演劇等)、④眩暈(イリンクス:メリーゴーランド、ブランコ、スキー、登山等)である(カイヨワ前掲書)。

こうした遊びには特徴があるとカイヨワはいう。①自由な活動であること。遊戯者が強制されないこと。強制されれば、遊びは魅力的で愉快的な楽しみではなくなる。②隔離された活動であること。あらかじめ決められた明確な空間と時間の範囲内に制限されていること。③未確定の活動であること。ゲーム展開が決定されていたり、先に結果がわかっていたりしてはならない。④非生産的活動であること。財産も富も、いかなる種類の新要素も作り出さないこと。⑤規則のある活動であること。⑥虚構の活動であること。日常生活と対比した場合、二次的な現実、または明白に非現実であるという特殊な意識を伴っていること。

しかしこうした遊びは、日常生活との距離を失うと墮落するという。酩酊、陶酔、忘我、眩暈、幻惑、快楽は「禁止」「抑制」の対象となる危険なものである。だから社会はコントロールしようとする。欲望に従順に生きると、規範を越えてしまう。健気に生きなければならぬ日常生活を脅かす。日常生活は退屈なので、適度で健全な遊び領域だけでは終わらない危険がそこには潜んでいる。誘惑する逸脱の文化である。その方へと振り子が揺れると「遊びと日常生活がまじりあう」ことになる。カイヨワは遊びの「墮落」だという。

たとえば、「競争」にあつては、自分の能力だけによって勝利を得ようとする野心、自分だけを頼りとして力をふりしぼり懸命になることが生じる。

「偶然」にあつては、運命の判決を不安と受身の姿勢で待つために意志を捨て去ること、すべてのものをあてにし、自分を越えたものに身をゆだねることになる。

「模倣」にあつては、他人の人格を装う好みとなり、自分を他者であると想像し、虚構の世界をつくりだす。

「眩暈」にあつては自分の体の安定と平衡が一時的に破壊されるのを見たい、知覚の抗しがたい支配から逃れない、意識の混乱を惹き起こしたいという欲望を満足させる(90頁)。

カイヨワは、①純粹の遊び、②社会生活に組み込まれた制度化された遊び、③それらの墮落の形態の三つに整理をしている。

「競争」は、スポーツが遊びの典型であり、企業競争、試験、コンクールが制度化されたもの、暴力、権力意志、術策が墮落形態である。

「偶然」は、くじ、競馬、施設賭博等が遊び、株式投機が制度化されたもの、墮落が迷信等だとする。

「模倣」の遊びは演劇、映画、スター崇拜で、制度化されると礼儀や儀式、表現にかかわる仕事となり、墮落が二重人格や疎外状況だという。

「眩暈」は登山、スキー、サーカス、スピードへの陶酔が遊び、制度化されたものがそれらにかかわる職業、墮落がアルコールや薬物への中毒だという。

こうした墮落の姿をさらに検討すればここで述べてきた逸脱行動に当てはまるものが多い。詳細な紹介はできないが、ここでのポイントは①から③が地続きになっていること、墮落ということで常にそうした誘惑があることの二点を指摘したことである。

まとめておこう。日常生活はルーティーンなので、倦怠や苦痛がありこれは没日常といえる。そこで非日常、反日常、脱日常としての多様な文化が編み出された。それらは、快楽・快感、誘惑という欲望の領域から立ち上がる。だから逸脱性を帯びる。たとえば公営・公認ギャンブル等として社会はそれらを制度として組み込んだ。日常行動と逸脱行動は欲望の文化をとおして境目なくつながっている。しかしその「あいだ」にはやはり分岐点があるが、行動問題をもつ人はその道を異なる方へと自ら選択したということになる。

4. イマジナリーな領域、被害者なき犯罪

その「あいだ」をいくつか例示しておこう。友情や仲間であることを確認するためにいじめが行われる集団の病理がある。愛と暴力をひとつにする親密な関係性における暴力がある。性の商品化は想像力の領域を表現の自由という名で刺激し浸食する。酩酊と陶酔への誘惑はアルコールやドラッグ使用へとまきこむ。ストレスの強い社会は快楽を産業化する。市場社会の欲望は詐欺、偽計、窃盗等最小の費用で最大の効果をひきだす動機形成を励ます。生命保険制度は親密な関係性をとおして命の値段を計算させる（保険金目当ての殺人と家族・親族・友人同士の殺人が多いこと）。

一方的な思慕と見捨てられたことへの怨恨と不安は一体化願望の果てのストーキングを実行させる。

日常行動から逸脱行動への飛躍にはもちろん分岐点はあるが連続している。異常な者ではなく隣人の逸脱である。ランドール・コリンズという社会学者はこれらをもとに生成する逸脱行動をとらえて「犯罪の常態性」と呼んだ（『脱常識の社会学—社会の読み方入門』岩波現代文庫、2013年）。

日常行動と不可分につながる領域に根ざした行動は逸脱行動研究において「被害者なき犯罪」として論じられてきた。具体的には、違法あるは脱法的な薬物の自己使用、ギャンブル・賭博（依存性が高く射倖心をあおる）、売買春（援助交際等の自己決定だといえる行為）、わいせつ物頒布販売（ポルノ等。みたくない人の感情、青少年育成条例、健全育成、女性の人権）、同性愛行為（国や宗教による）、中絶（宗教的な理由による）、合意の上での決闘やSMプレイ（時には医師法違反となることもある）等の行為である。これらは明確な触法行為として規定されているものもあるが、その犯罪性をめぐって争点になることもあり、どちらかといえば逸脱性が強いとして道徳・倫理の見地から問題視される。罰に値するとすればその保護法益は何であるのか等が問われる行動群である。

これらはエドウィン・シャーマンが『被害者なき犯罪—墮胎・同性愛・麻薬の社会学』（新泉社、1981年）で提起したテーマである。この研究では「道徳十字軍」の存在が指摘されていた。つまりこうした行為を問題行動・逸脱行動として告発する人々のことである。この議論を引き継ぎ、「犯罪の常態性」を指摘したコリンズは、「麻薬、ギャンブル、売春という象徴的な問題・・・これらの行為に嫌悪感をもつ人は直接の被害者ではない（183頁）」という。

日本社会でも「被害者なき犯罪」はよく見られる。パターンリズムとともに表面化することが多い。たとえばポルノをめぐって、青少年の健全育成という目的で、東京都条例改正の際に「非実在青少年」という奇妙な定義が提案されたことがある。これは先行した有害図書規制運動の延長上にある。漫画やアニメ等の登場人物のうち「18歳未満として表現されていると認識されるもの」を「非実在青少年」と定義し、「非実在青少年」による性交等「みだりに性的対象として肯定的に描写」

し、かつ「強姦等著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したもの」を不健全図書に指定し、18歳未満への販売を規制できるようにした。これは拡張解釈や恣意的解釈の懸念があり条例からは削除された言葉である。

他にも類似のこととしてダンスの規制がある。風俗営業法(風営法)違反の疑いで逮捕されたクラブ経営者がいて話題となっている。逮捕容疑は「飲食店を装って客にダンスをさせた」からだという。この法律はダンスホールや飲食店で「客にダンスをさせる」ことを「風俗営業」と定める。かつてダンスホールが売春の交渉の場として利用されたことがあり、営業には公安委員会の許可が必要で、午前1時以降の営業はできない。ダンスは午前1時までには制限される。ダンスは風俗を乱すという定義が活きている。

また、ジェンダー論のなかには「ポルノは理論でレイプは実践」という言い方があるが、これにはにわかに賛同できないにしても、フェミニスト法哲学者のドゥルシラ・コーネルのいう「イマジナリーな領域の権利」論は重要だと思う。この論は自らについてのイメージが他者によって構築されることのもつ問題性を指摘する。想像する主体の自由を念頭に置くと、ポルノ(見たくないという意味だけではなく)、セクシュアル・ハラスメントで想定されている女性イメージ、性愛に関わる文学表現等で欲望される女性の他者化の作用は問題視されることになる。これは男性のセクシャリティのあり方と重なる。ポルノとも関わり社会化される男性の性の意識である。ポルノは広く日常行動に組み込まれている。特に少年はシャワーのようにしてポルノに影響を受ける。暴力が学習されるわけでないが他者像が既製品化されていく。

これは内心の自由や表現の自由との関連においてせめぎあいの争点となる。しかし、表現の自由が考えるべきことは、それが行き過ぎかどうかという量の問題ではなく、ヘイトスピーチ(憎悪表現)問題と同じように、想像力の領域の浸食はトラウマ体験や他者の自由の抑圧につながる暴力性をもつことへの理解である。その暴力性は昂じて心的外傷となり、不安や恐怖をもたらすこともある。つまり「自由だ」とされるイマジナリーな領域をとおして他者を傷つけているといえる。さらにモラルハラスメント、言葉・感情による脅威を与える暴力、自尊心を砕くような言葉の暴力等も存在しているので、広く論議すべき行為群

である。

ここでは、日常行動としてこうした「イマジナリーな領域」を設定することで見えてくることがたくさんあることを押さえておきたい。ハラスメントやポルノをめぐる公論はこうした意味での理解が重要で、私たちの自由だと思っている想像の世界がありきたりの既製品によって占拠されている面があるということなのである。他者イメージの貧しさである。表現の自由を根拠にポルノを擁護するだけではなくその自由は本当に自由であるのかという問題を提起しているのが「イマジナリーな領域」論である。

こうして、被害者なき犯罪論は欲望にねざす日常生活の方へと主舞台を拡大させて行動問題を定義する。「イマジナリーな領域」論は内心や想像という領域をめぐる攻防点を設定していることになる。

5. 日常行動理論の展開

日常生活こそが逸脱行動や触法行為への触媒となっていることを明らかにしたのが日常行動理論である。犯罪をはじめとした逸脱行動と日常生活の関連を問い、逸脱者人格を前提にせず、逸脱を「行動機会の問題」としてみる。このアプローチを提案したのはマーカス・フェルソン(Marcus Felson)の*Crime and Nature, Crime and Everyday Life*(『日常生活の犯罪学』守山正監訳、日本評論社等。以下の引用頁数があるのはこの邦訳文献である)である。

「犯罪は日常の合法的活動に養われた日常活動(ルーティーン・アクティビティ)としてみることができる」(320頁)として、「犯行者の思考方法(85頁)」を析出することが肝心であるという。行為とその時の環境を子細に記述することで犯罪機会を描写することが目指される。日常行動理論は規範や抑止に従うよりも逸脱行動をする者のもつ独自の認知の仕方、感情の処理、行動の指向があり、それは自由と選択の結果であり、当人にとっては合理的な過程となっていることをみる。

しかもそうした自由は日常生活に根ざした合法的な活動である。逸脱行動を正当化するいいわけも日常生活にたくさんある。

たとえばホワイトカラーの犯罪は組織の論理に根ざし、その組織の日常の合法的活動に内在して実行される。親密な関係性における暴力問題もそうである。家庭内暴力の加害者

は紳士であるようにみえることが多いし、子どもへの性的虐待者は信頼されているケアワーカーであることもある。ギャンブル、アルコール、薬物も合法的な領域にある地点とそうではない地点にある行動は地続きである。日常の子育ての負荷と子どもにあたってしまう行動と虐待も同じく地続きである。介護疲労や介護負担と高齢者虐待も同じである。日常行動から逸脱行動には汽水領域がある。

そうした犯罪や非行の成立には、①動機のある加害者 a motivated offender/潜在的な加害者 a likely offender、②適切な対象者 a suitable target、③能力のある監視人の不在 the absence of a capable guardian の重なりがあるという (42 頁)。

さらに被害者特性も形成される。②でいう適切な対象者の存在である。親密な関係性における暴力の被害者は届けない、恥じる、怖じ気づくという具合に犠牲者がコントロールされている。幼い子どもへの性的虐待は被害者だと気づけないこともある。先述したようにいじめられている子どもが仲間同士であった場合、「これは冗談だ」といわれると相談しにくくなる。DV 被害女性には独特な被害心理が構成される。トラウマ的な絆もつくられる。加害者との同一化現象という。慢性化した暴力にさらされた日常生活がこうした被害者特性をつくっていく。被害者の特徴を理解することは加害者の特徴や加害行為の影響の広がりや深さを理解することにもなる。

そして臨床社会学はその背後にある社会の側の無理解も対象にして、たいしたことはないとする意識のもつ共犯性を扱う。いわゆる二次加害である。日常行動と逸脱行動の連続性をつくり出す媒介の役割をこうした社会の意識が果たす。

フェルソンは「犯罪は日常の合法的活動に養われた日常活動 (ルーティーン・アクティビティ) としてみることができる」という。日常生活の次元から「犯行者の思考方法」を析出することを促したのである。逸脱行動をつくる日常行動というわけである。生きる過程で徐々に逸脱性を高めていくそのプロフィールがある。この日常行動理論は最近では犯罪環境学とも呼称され、防犯対策に実践的に活用されている (監視カメラを取り付けることはどこでもされるようになった)。環境との相関で逸脱行動を位置づけるアプローチはしかし諸刃の剣を内包している。たとえば環境浄化論に結びつき、監視社会を支えていく。

そうした点に注意しつつも、日常行動理論から学ぶべきことは日常行動と逸脱行動の連続性を指摘した点である。

ずいぶんと以前によく似た文脈でこんな具合に書いたことがある (中村正「日常性の病理」(『人間性の危機と再生』法律文化社、1988 年刊))。

私達は、犯罪という逸脱現象に遭遇したとき、「罪を憎んで人を憎まずという」近代社会の刑罰原則を躊躇することなく自分に言い聞かせ、冷静な対処ができるだろうか。そうではないだろう。突然襲いかかる不幸は人の理性的判断を麻痺させ、極悪非道な人間にあらん限りの悪罵を浴びせかけ、とにかく犯人を憎むことで、直面した不幸と悲劇に抵抗しようとする。しかし、その犯罪との距離が離れば離れるほど、理性が優越する。それほど、犯罪は自己との関係の直接性において問題視される。近くの小さな犯罪に敏感な人びとも、遠くの大きな犯罪には興味本位の関心を示す傾向が強い。見方をかえれば、日常性という親密圏での犯罪は、その直接の驚異として問題視されるのにくらべて、匿名性の支配する空間での犯罪は、あたかも舞台の上での出来事のように、映るのである。

かくして、犯罪は、平穩無事な私達の日常生活と密接不可分な出来事となる。しかし、犯罪は、単に日常生活に脅威となるという意味において問題視されるべきなのではなく、私達の日常性という諸関係を照らし出すものとして、問題視されるべきなのである。犯罪を生み出す異常行動が、人間を超えた外部の力によって解釈された時代では、すでにない。また、犯罪者の人格的要因にのみ犯罪動因をみいだす心理学的遺伝的決定論も、回避されなければならない。換言すれば、犯罪に人を突き動かすのは、魔術的・超人的な外部の力でもなく、また内部から人格を崩壊させる自然の力でもなく、社会とその実践態である日常生活そのものだという見方が必要なのである。・・・犯罪の生成する基盤は、何事もなく営まれている私達の日常生活そのものだということになる。私達の「正常なる」日常生活こそが犯罪をつくり出す土壌となっているのである。常人とそうでないものに、正常と異常に、人間を区分する意味の力を有しているのが日常生活にはほかならないのである。怨恨、打算、殺意、欲望、嫉妬、抑圧という犯罪の誘発動因は、すべて私達の何気なく生きている日常生活そのものに源泉をもっている。要するに、私達は、犯罪者と同じ日常生活のなかに潜む魔性のなかに生きているのである。

この後に続けて当時の犯罪を分析した。①貨幣への拝跪と生活の意味喪失、②他人の幸福と私の不幸(階級の傷跡、隣人の犯罪)、③犯罪の家族化、④日常生活と排除と続けて、その文章の末尾に以下のように記した。

日常性が逸脱生成の基本的な場になっているということはいくつかの角度から考察してきた。構造の病理は企業犯罪や組織犯罪、権力犯罪を対象にすることで捕らえられる。しかし、相互作用が営まれる、<社会>の病理性を把握するためには、構造の病理に直接、接合するような方向性だけでは不十分である。・・・相互作用の場としての<社会>の制度化されていない匿名の関係性や文化のなかにもそのラベリング作用をみいだすような枠組みが必要である・・・人間の生きる喜びや悲しみ、怒りがすべて交錯する私達の日常生活は、あらゆる犯罪・非行動因に充ち満ちている・・・私達は、この日常性から一気に非日常性へと自己を投企できない以上、この日常性のなかに内在して、その病理性を超克することを余儀なくされる。そのために、日常性という自明性へのクリティカルな態度を、正常-異常の境界を維持する道徳的倫理的な意味の力と構造の相対化のためにも必要とする。・・・両義的な日常性を刷新することは私達の逸脱(者)観に委ねられている。

日常生活と逸脱行動の関連をコリンズはさらにこうも指摘する。「犯罪は組織化されればされるほど首尾よくいくが反対に組織のルールができあがる。遵法的である必要があるし、犯罪は組織化されて存在する」ともいう。日常生活に根ざした組織的活動のなかで逸脱行動が展開される。最近の「オレオレ詐欺」の組織性がこれに近い事態である(鈴木大介『振り込め詐欺結社—200億円詐欺市場に生きる人々』宝島社、2013年、NHKスペシャル職業詐欺取材班『職業“振り込め詐欺”』ディスカバー・トゥエンティワン、2009年等が詳しい)。財産犯罪は市場社会の随伴物であるということの意味する。

こうして日常生活は逸脱行動の養分を提供している。その同じ日常性を私達は生きている。日常行動理論はそのことを指摘した。

6. 暴力の偏在と遍在

日常行動理論にとって暴力問題は必須の事

項である。日常生活のなかに暴力が詰まっているからだ。暴力の日常性である。犯罪とならない暴力がたくさんあるということからもわかりやすい。先の「イマジナリーな領域」にまで広げて想定し、モラルハラスメント、言葉による悪罵やいじめ、パターンリズムによる自由の欠如等、人によっては暴力と受け取れることがたくさんあるという意味でも使うことができる。コントロールする行動もいればさらに定義は広がる。暴力は日常生活に遍在している。

しかし、さらに行動化して有形力を行使したり、傷害を負わせたりする身体的な暴力の加害となると、広く遍在しているというよりは、個人のパーソナリティへと凝縮されていく個人化の面が強くなる。この意味では暴力や虐待をくわえるその個人に暴力は偏在しているといえる。これを虐待的パーソナリティとしてとらえる場合もある(ドナルド・ダットン著・中村正監訳『虐待的パーソナリティ』明石書店、2012年)。

偏在と遍在というのは、日常生活という環境にある暴力の一般性や社会の側の暴力荷担性と、しかし当該の個人の暴力を対象にして介入と罰と更生にむかう支援の対象化の必要性の双方のテーマがあるという意味である。前回のジェンダー臨床論からすると、男性を包括的に暴力的だと規定する男性カテゴリーへの烙印にも配慮しつつ、当の暴力加害者個人への対応の際に歪められた男性性をどう扱うのかというテーマとなる。

加害者臨床や暴力にかかわる臨床・支援からするとこの遍在と偏在は困難なテーマである。いろんな男性と面談をしているが、攻撃性と暴力をはき違えることがある認知の偏りをもつ男性たちが多い。彼らとの面談では「暴力神話」のようなものの再構成が課題になることが多く、暴力を「つかえ棒」にして生きてきたパーソナリティの組み替えが要る。その神話とは、たとえば、体罰でもって指導をおこなってきた教師、子どもをしつけるためには暴力が必要だと思ってきた父親、脱暴力団の課題をもつDV男性、女性とのコミュニケーションの仕方が異なり暴力として表現してしまうデート暴力男子学生との面談はこうした脱暴力のための面接となり、暴力にかかわるものの補填が課題になることが多い。

日常的になった暴力をささえる物語性(意味構成)にも「愛と暴力」という物語(意味づけ=正当化)が多いこと、さらに正義の物

語も暴力を正当化しやすいこと、関係性としてはホモソシアル関係をとおして暴力を肯定していくような同性関係やピア文化をもってること等の総体がみてとれる。

また、日常行動理論からすると性犯罪者は彼の性的関心が最初から犯罪的であるのではない。日常行動の延長線上に性犯罪がある。具体的には下着泥棒は非接触型からはじまり住居侵入を経てその場で使用中の下着を奪取することへとエスカレートし接触型犯罪へと昂じていく。このセクシャル・ファンタジー、そして性的嗜好から逸脱行動、触法行動へと至る一連の連続体の最初はささいなことであると彼が考える行動からはじまる。非接触型犯行以前にはネットで下着を買う合法的行動もある。徐々に日常行動から逸脱行動、触法行動へとスライドしていく。

フェルソンは「犯罪者それ自体は一貫した行動としてある (90 頁)」という。なんらかの問題解決をすべく薬物使用へと至る経過、性的嗜好が一線を越えて犯罪化する段階、性犯罪へと至る道、家庭内暴力を振るう関係性が徐々に形成される過程、一方的な恋慕の情と怨恨が交錯することで生起する偏執な行動 (ストーキング)、熱意が横溢したと説明されて正当化される指導上の体罰、友人関係を維持したいという努力に巣くういじめの力動等へと応用できる考え方である。

繰り返しになるが、しつけと虐待、夫婦喧嘩と DV、モラルハラスメントと心理的言語的暴力や名誉毀損、高齢者虐待と介護者の疲労、それをもたらす陰性感情の生成等は連続体である。日常行動理論は、逸脱行動と日常行動が「不連続の連続」のようだと考える。たとえていえば「メビウスの輪」のようにつながるスペクトラム (連続体) である (末尾にイメージ図を掲げてある)。

7. 日常行動と逸脱行動をつつむシステムをみること

日常行動理論は日常行動と逸脱行動の関係についての生態学的な把握 *crime ecology* を試みる。犯罪や逸脱の出来事・エピソードをより大きなエコシステムにおいてみることを提案する。発生する場所の特性こそが関係性の把握だからである。

「犯罪行為—その設定具合—生態—ニッチ—さらに上位のエコシステム—さらに大きなエコシステム」という図式化が提唱されてお

り、逸脱行動や犯罪行動が起こる生態学的環境を指摘する。これを家庭内暴力について置き換えてみる。「家庭内暴力—家族という舞台—暮らし方の習慣 (生活様式)—変動形成によるすまの存在—親密な関係性というシステム」となる。場と相互作用の成り立つ関係性をシステムとして把握するアプローチは家族問題にかかわり家族療法があり、それを支える家族システム論がある。学校をめぐる臨床教育的な課題にはそこに作用しているシステムがある。ひきこもりには個人のパーソナリティ、当該家族のシステム、そこに生きる地域のシステム (おそらく仕事をめぐるテーマとなる) やひきこもるといふ現象をどうとらえるかという価値のシステム、ひきこもる本人の性と年齢によって意味づけが異なるジェンダーや世代のシステムの重なりにおいて、文字通り輻輳して問題が構造化されている。

家族もしくは親密な関係性という特定の環境での暴力を把握する中心的概念をフェルソンはシンバイオシス *symbiosis* という。シンバイオシスは「相互共生関係」と訳されているが、二人の人間が心理的に相互に依存しあって相手から有益もしくは有害な強化 *reinforcement* を受けるような関係にある場合に使う。たとえば「母子共生」(そして共依存) が近い。暴力についてみると、こうした環境にあつて、①他者を命令に従わせる、②(犯罪者のいう)正義を回復する、③犯罪者の自己イメージを擁護し、守るといふ利得が暴力にはあるという (86 頁)。もちろんそのコストも大きい。

さらにその共生において暴力が生成するエコシステムを生態学的に整理している。共生は相互に利害を共にしながら一緒に生活している様式であるが、なかには、寄生 *parasitism*、片利共生 *commensalism*、相利共生 *mutualism* (共に利益がある)、受動的支援 *passive assistance* (助けることや傷つけることなしに一方が他者から得る利得) の類型がある。これらは相互依存や非対称性である。

フェルソンは、家庭内暴力が生成する場の生態学では、寄生型が重視されるべきだといふ。共生・共棲の場、状況、エコシステムとしての親密な関係性には、相互扶助、二つの種間の相利共生・相利作用、片利共生があること、そしてそれは「組織、適応、変態・新陳代謝、変化、成長、再生産、反応・興奮・感応性 (p.169)」の諸相があり、システムとして変化・変容するという。一方が変われば

他方も変わる。共変する。

親子、夫婦、男女、上司・部下、先輩・後輩等は非対称となりながらシステムを成し、内包する問題解決をしながら共変する。加害の背後に被害がある同一人物もいてパーソナリティシステム内部で反転しあうものの統合がみられる。日常行動と逸脱行動も同じようにして相反しながら支え合うシステムとして統合されている。

家庭内暴力、ひきこもり、不登校、子どもや高齢者の虐待、万引き等の逸脱行動が生成する親密な関係性やいじめが発生する仲間集団にはこうした生態学的でシステムのな特徴がある。したがって暴力や問題を含んで作用しているシステムが問題視されつつあるので、その関係性を改善するための別のシステムからのアプローチが「介入と支援」に求められる。内包する問題をかかえたシステムを外部から変容させるためにスーパシステムがある。先に、修復的正義、治療的司法、問題解決裁判等として加害者臨床・更生を可能にする制度や政策の重要性を指摘したのはこの意味である。

8. 日常行動理論の示唆すること

日常生活は自明な世界である。当たり前前のが反復される。安定しているからこそ日常生活となる。日常生活は「自明な世界 world taken for granted」として生きられている。

日常行動と逸脱行動との連続性をみると、この自明な世界の「深さと広さ」や外延や布置がみえる。システムとして相互に依存する度合いが高まれば、日常の安定性が脅かされる頻度が高くなる。多文化社会や個人主義の進展は日常生活の多元性や複数性をもたらすこと、さらにその日常性は格差や不平等という垂直的な関係へと断裂していること等がみえてくる。

日常性を射程に入れて臨床・支援を考察することの意味について、逸脱行動との連続性だけではなく一般的にいえることとしてまとめておこう。

第1は、日常生活が不安定になる事態が臨床・支援の発生である。それは日常性の危機である。非日常的な出来事(事件、事故、災害、戦争、家族の紛争、近所の争い、学校でのいじめ、わが子の不登校、ひきこもり、非行、職場でのハラスメントや解雇等)はたくさんある。被害と加害という軸も前景化しや

すい。トラウマとなる場合のケアも重要視され、回復されるべきは日常生活それ自体となる。

第2は、常識や自明な世界として機能している日常生活・日常性それ自体のもつ多元性、複数性、輻輳性である。他者の日常性・日常生活あるいは日常生活の他者性のことである。私の日常性とあなたの日常性は違う。多数派の送る日常生活とは異なる日常生活を生きる人々がたくさんいる。どんな立ち位置で視野をもつのかという問いは臨床・支援に関わる者のポジショナリティという。車椅子使用者の日常生活、性別違和感をもつ人の日常生活、ジェンダー社会の日常生活、多文化社会の日常生活等、千差万別な日常生活がある。格差と不平等と生きにくさを示唆する多様性が開示されていく場合もある。社会問題に行きつく臨床・支援に直面することもある。関わる専門職者には応答する責任が課せられる。守秘義務は当事者との関係性にかかわる責任であるが、社会の側へと再帰させる責任もある。これはアドボカシー機能という。

第3に、そうした日常生活のもつリスクが管理される対象になる現代社会となっていることへの気づきである。日常行動理論は犯罪環境として行動の機会を日常環境のなかに見いだし把握する。それが恣意的に作用すると、想像力への浸食、危険な文化の一方向的な定義、相互監視の強化等という「浄化・統制」という方向に傾斜しがちなことに気づかせてくれる。

第4に、「イマジナリーな領域」論は、私たちのもつ他者への想像力は豊かだろうかと問うた。「イマジナリーな領域」論は他者との関係性について、迷宮としての日常、混沌としての日常、負荷としての日常、痛みのある日常がそこにあることを気づかせてくれる。

こうした特徴を持つ日常生活は多様に表現されてきた。小説家の伊坂幸太郎作品のもつ物語の錯綜性は日常行動と逸脱行動がねじれてつながる様を思い出させる。メビウスの輪の美しさと重なる。オランダの画家マウリッツ・エッシャーの絵には始めと終わりが無い。芥川龍之介の短編「藪の中」をもとにした黒澤明監督の『羅生門』はその多面的なナラティブをとおして現実の複数性を描いた。古くからの知恵である陰と陽の図は影の力をみせつける(末尾にイメージを記載してある)。日常の恐怖がちりばめられているミヒャエル・ハネケの映画にも惹かれる。正と邪/昼と夜/

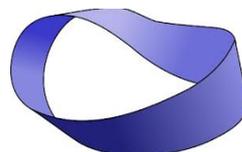
影と光が相互に入れ子になっている寺山修司の演劇等、あげればきりのない刺激ある文化群によって私の日常は陰影をたもっている。

もちろん、加害者臨床や家族問題の面接で出会う「家族は小説より奇なり」「事実は小説より奇なり」という人々の日常生活それ自体は非日常、反日常、脱日常といえる過程となっている。日常行動は逸脱行動を外部としているが、その内容はすでに逸脱行動へと至る前から潜在的に生きられている。

坂口安吾の『墮落論』は、墜ちるところまで墜ちて再生するその臨機応変さに戦後の復興の力をみた。遊びの墮落として誘惑する危険は文化や欲望には満ちている。墜ちたときには再生するしかない。それを含んで日常行動がある。生きにくい日常生活となっていてとするとそこから逸脱行動への道は近い。非日常、反日常、脱日常を求める欲望をコントロールし、抑制させる日常生活となっていることの方が問題だろう。そうした日常生活への反省的なまなざしこそが臨床・支援にかかわる者のポジショナリティとしては大切なことだ。行動問題を持つ人に映る日常生活が気になる。「イマジナリーな領域」の既製品化も問題にすべきだろう。欲望や感情を重視し、逸脱や墮落を含むことこそを直視し、包含させようとする日常行動理論はまるでウロボロスの蛇が表象する全体的統合の力（循環性、永遠性、無限性等）のようである。

参考

メビウスの輪、エッシャーの絵、陰と陽、ウロボロス



なかむら ただし

(社会病理学、臨床社会学、社会臨床論)

2014年5月28日受理